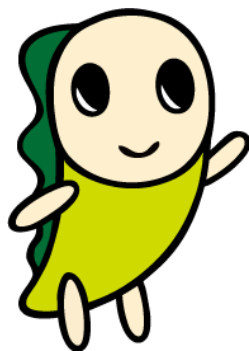


杉並区居住支援協議会及び 住宅課の事業について



都市整備部 住宅課管理係

居住支援協議会の事業



<居住支援協議会で行っている事業>

1. 高齢者等アパートあっせん事業
2. 高齢者等入居支援事業

1. 高齢者等 アパートあっせん事業



高齢者等アパートあっせん事業

- ① 賃貸物件の情報提供
- ② 仲介手数料助成

利用できる方



高齢者世帯



ひとり親世帯



障害者世帯



子育て世帯

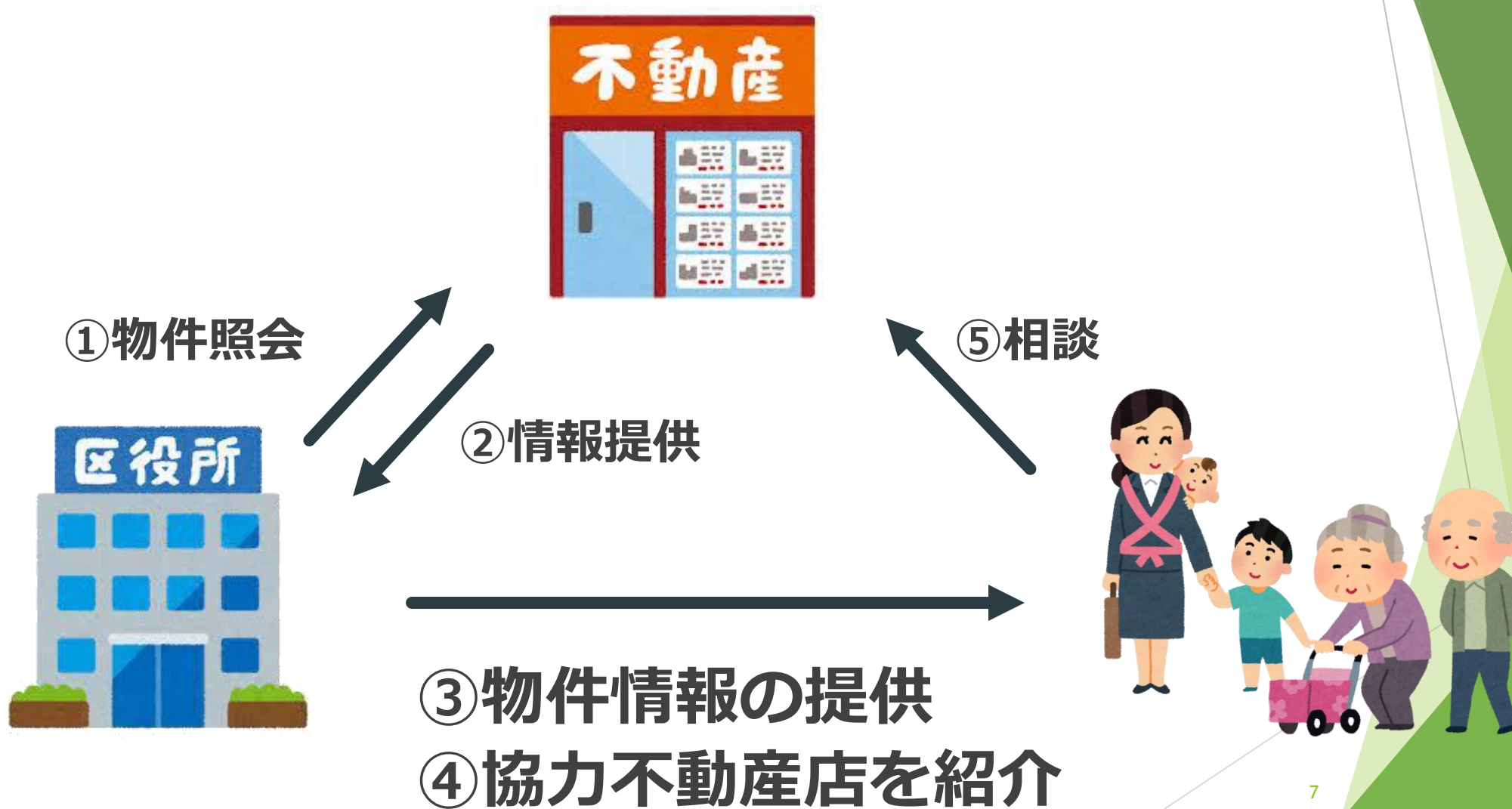


災害被災者



DV・犯罪被害者

① 賃貸物件の情報提供



② 仲介手数料助成

- ▶ 民間賃貸住宅への転居の際に発生した仲介手数料の一部※¹を助成します。

単身世帯 上限 53,700円

2人世帯 上限 64,000円

3～5人世帯 上限 69,800円

- ※¹ 生活保護法の世帯人員別の住宅扶助の限度額を上限とします。



2. 高齡者等入居支援事業



高齢者等入居支援事業

- ① 債務保証料助成
- ② 債務保証優遇利用
- ③ 葬儀の実施・残存家財等撤去
- ④ 見守りサービス

① 債務保証料助成

- ▶ 民間賃貸住宅への入居または更新の際に、民間保証会社を利用した場合、債務保証料の一部を助成します。

上限 30,000円



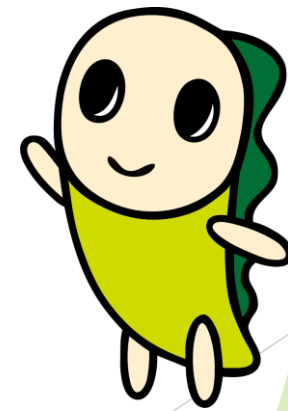
② 債務保証優遇利用



- ▶ 「保証人がいない」、「入居後の生活が不安」等の理由で、民間賃貸住宅の契約が困難な世帯の入居・居住継続を支援する制度です。
- ▶ 杉並区居住支援協議会（区役所住宅課）と協定を結んでいる保証会社を利用すれば、通常の保証料より優遇されます。

区と協定を結んでいる保証会社

- ◇日本セーフティ株式会社
- ◇フォーシーズ株式会社
- ◇株式会社カーサ
- ◇エルズサポート株式会社
- ◇株式会社宅建ブレインズ



利用できる方



高齢者世帯



ひとり親世帯



障害者世帯



子育て世帯



災害被災者



DV・犯罪被害者

③ 葬儀の実施・残存家財等撤去

- ▶ 親族がいらっしゃらない方が、お亡くなりになった場合、親族に代わって葬儀を行い、住宅内に残された家財等の片づけを行います。

預託金：葬儀の実施・ **7万円**
残存家財の撤去 **5万円**

<利用できる方>

★戸籍上存命の2親等以内の親族がいない

●高齢者（単身）

自立した日常生活が
営める65歳以上の方



●障害者（単身）

障害者手帳の交付を
受けている方



④見守りサービス

- ▶ 住宅課から委託を受けた業者が、週に1回の電話による安否確認を行います。利用料は無料です。



電話を使った
見守りサービス



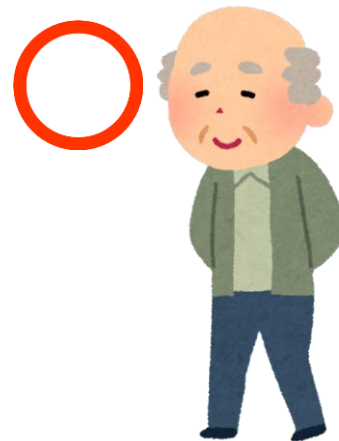
<利用できる方>

高齢者（単身）

- 自立した日常生活が営める65歳以上の方
- 区内に居住し、緊急連絡先を用意できる方

※介護保険サービス等を利用されている方は、

対象外です。



住宅課の事業

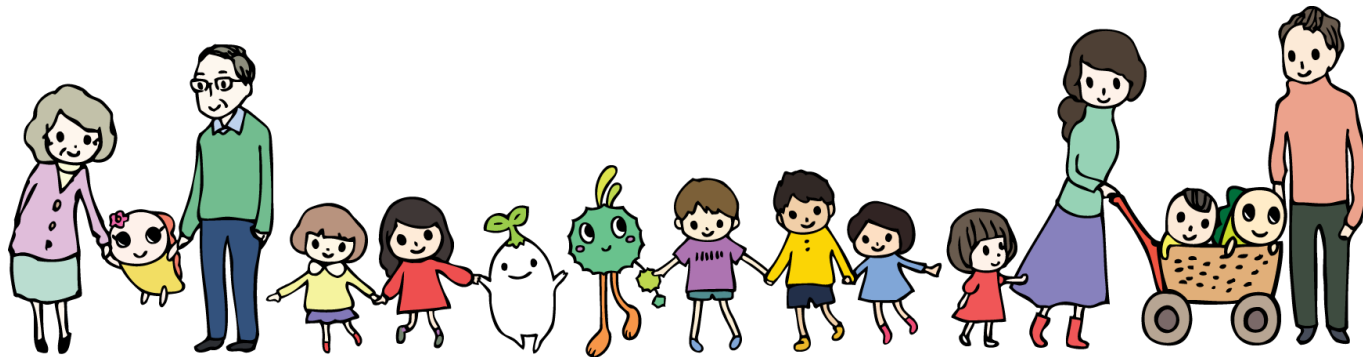


<住宅課管理係で行っている事業>

1. セーフティネット住宅家賃低廉化補助
2. 住宅修築資金融資あっせん制度
3. 転居費用助成（平成7年度より開始）

New !!

1. セーフティネット 住宅家賃低廉化補助



1. セーフティネット住宅家賃低廉化補助

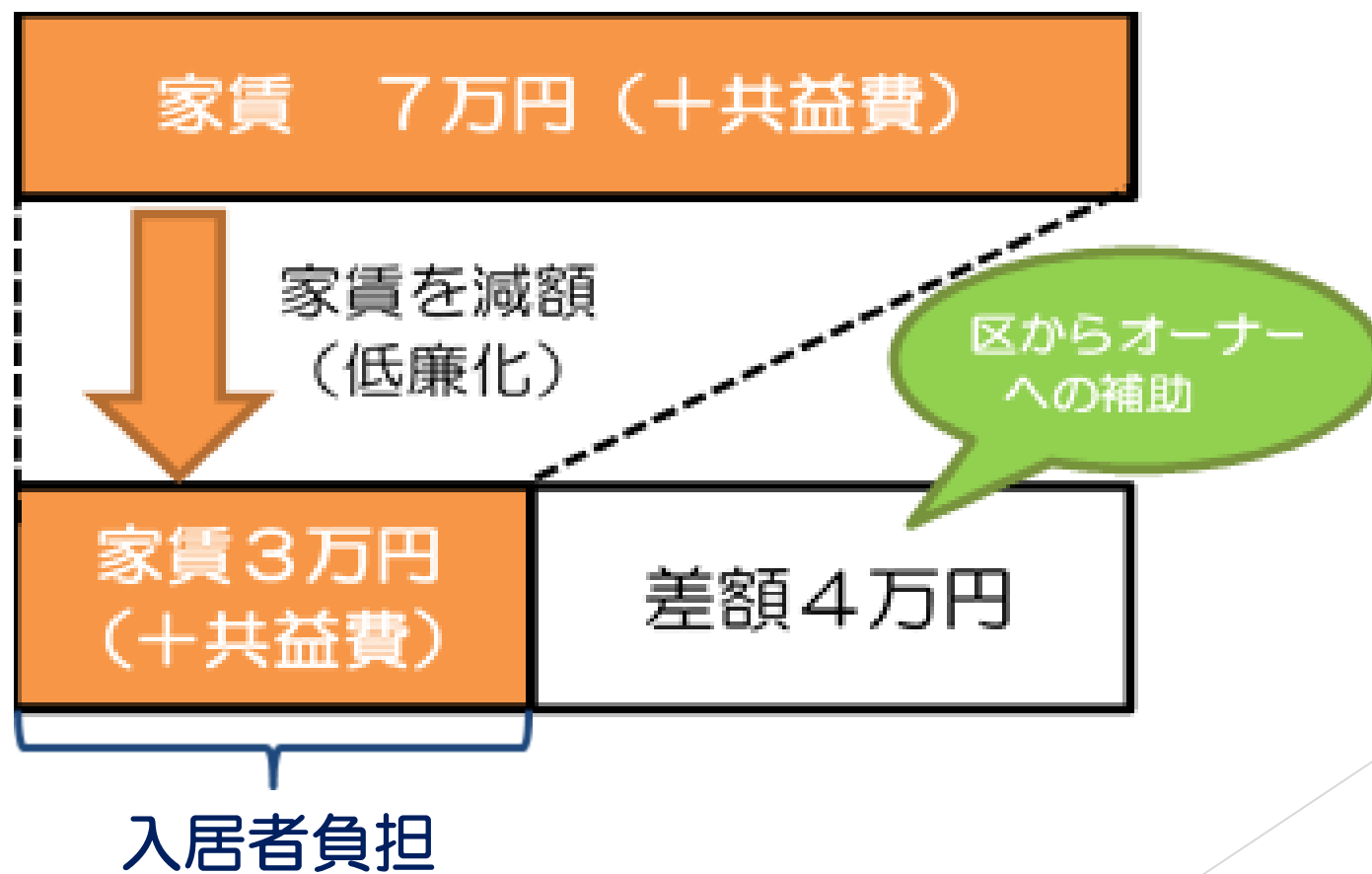
- ▶ 入居者の家賃負担を軽減するために、対象となる住宅セーフティネット“専用”住宅※¹のオーナー様に杉並区が補助を実施します。
(上限 **4**万円/月※²)

※1 住宅セーフティネット“専用”住宅とは、住まい探しにお困りの低額所得者・高齢者・障害者・子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方々（住宅確保要配慮者）のみが入居可能な民間賃貸住宅です。

※2 家賃の減額期間は、対象の居室がセーフティネット住宅の専用住宅として登録を受けてから最長10年間です。

【家賃補助のイメージ】

例) 通常家賃 7 万円 (+ 共益費) 区の補助額が 4 万円の場合

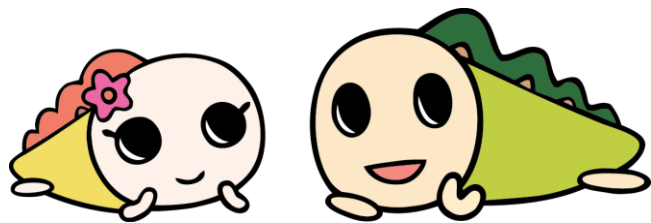


入居者の主な要件

- 世帯の月額所得が15万8千円以下
(子どもを養育する世帯は21万4千円以下) であること
- 住宅扶助 (生活保護制度) や住居確保給付金
(生活困窮者自立支援制度) を受給していないこと
- 杉並区内に引き続き2年以上住所を有していること
 - • • etc

▶ 詳細については、区のHPをご確認いただくか、住宅課までお問い合わせください。

2. 住宅修築資金融資 あっせん制度



2. 住宅修築資金融資あっせん制度

- ▶ アパート等の賃貸用住宅を所有されている方が、その賃貸用住宅を修繕するための資金が必要な方に、区が取扱い金融機関に資金の融資をあっせんし、あっせん先の金融機関から**低利で融資**を受けていただく制度です。
- ▶ 前年の所得のうち、不動産所得が半分以上を占める方は本事業の対象外となります。



3. 転居費用助成 (平成7年度より開始)

3. 転居費用助成

- ▶ 区内の民間賃貸住宅にお住まいの住宅確保要配慮者のうち、**住環境の改善**または**家賃減額**のために区内での転居を希望されている方を対象に、区内で転居する際の初期費用の一部を助成します。（立ち退きは対象外）

単身世帯 上限 **150,000円**

2人以上世帯 上限 **200,000円**

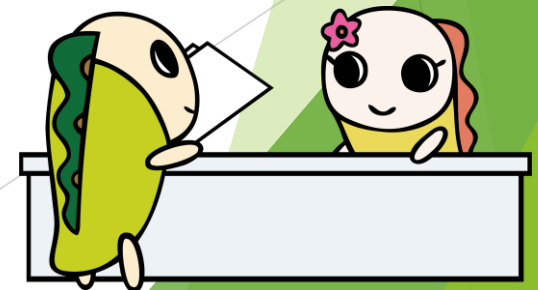
対象費用：礼金、仲介手数料、保証料、鍵交換費、
引越し費用など（敷金、前家賃等は対象外）



主な資格要件

- 世帯の月額所得が15万8千円以下
（子どもを養育する世帯は21万4千円以下） であること
- 区内から区内への転居であること
- 杉並区内に引き続き2年以上住所を有していること
- ・ ・ ・ etc

※物件の入居申し込みをされる前に、事前に
申請が必要となります。



各事業の詳細については、区公式ホームページをご確認いただくか、住宅課管理係までお問い合わせください。

杉並区 都市整備部 住宅課 管理係
(杉並区居住支援協議会事務局)

- ・ 杉並区役所本庁 西棟 5階
- ・ 電話：03-5307-0661

受付時間：午前8時30分～午後5時00分
(※土日祝を除く)

ご清聴ありがとうございました。

